

# 札幌市では個人住民税の 特別徴収を徹底しております。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## こんなメリットがあります。

 年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの負担が少なくなります。

 従業員一人ひとりが金融機関などへ納税に出向く手間を省けます。

 個人住民税の税額計算は札幌市が行いますので、所得税のように、事業者・従業員が計算する必要がありません。

 月々の給与などの支払いの際に差し引かれるため、納め忘れがありません。

## ○特別徴収した税額は 従業員の方からの預り金です。

・特別徴収した税額の納入が遅れますと、従業員（納税者）の方の住民税額が減額となった際、還付事務が滞るなどの影響が生じる場合がありますので、ご留意ください。

## 個人住民税特別徴収の流れ

 …事業者  …従業員  …札幌市

 ▶  事業者から市へ  
給与支払報告書の提出  
(1月31日まで)



 ▶  市から事業者へ  
特別徴収税額の通知  
(5月31日まで)



 ▶  事業者から従業員に  
特別徴収税額の通知  
(5月31日まで)



 ▶  従業員の給与から  
特別徴収(給与天引き※)  
(6月から翌年5月までの毎月)



 ▶  事業者が個人住民税を  
まとめて納入  
(翌月10日まで)

特別徴収税額は給与から天引きされるので、従業員の方に行っていた手続きはありません。

詳しくは  
お問い合わせ  
ください

札幌市中央市税事務所特別徴収係 ☎060-8649 札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階

TEL  **011-211-3075**

札幌市 税金

検索 

<http://www.city.sapporo.jp/citytax/>

 サッポロファクトリーが開館する午前10時以前に来所する場合は、「2条館南口」からお入りください。駐車場は1時間まで無料でご利用いただけます。

# Q & A

..... 特別徴収に関する疑問にお答えします .....



**Q** 特別徴収を  
徹底する理由は？



A 法令では、所得税を源泉徴収している事業者については、特別徴収しなければならないこととされておりましたが、事業者の事情、従業員の個々の事情などにより、特別徴収実施の徹底が図られていない状況にありました。しかし、国からの制度の徹底指導もあり、他都市においても特別徴収実施の徹底を進めている状況を踏まえ、札幌市においても、平成29年度から特別徴収の徹底を図っております。



**Q** 従業員が、給与天引きではなく、  
各々で納付することを希望  
している場合はどうしたらいいの？



A これまでは事業者の事情など（従業員の要望を含む）を考慮した対応してきたところですが、本来は従業員が個々に徴収方法を選択することは認められておりません。退職など普通徴収としなければならない場合を除き、特別徴収として手続きをお願いすることになります。



**Q** すべての従業員を  
特別徴収と  
しなければなりませんか？



以下の場合には普通徴収が認められます。

- 1 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- 2 給与支払いがされず個人住民税を引けない月がある
- 3 前年中の給与支払金額が100万円以下である
- 4 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- 5 他の事業者で特別徴収を実施している（所得税の乙欄適用者など）
- 6 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である



**Q** 従業員の少ない事業所でも  
毎月特別徴収をしなければならない  
のですか？



A 原則、毎月特別徴収をしなければなりません。ただし、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、「特別徴収税額〔給与所得・退職所得〕の納期の特例に関する申請書」を提出し、市町村の承認を受けることで年12回の納期を年2回とすることができます。（市税の滞納がある場合を除きます。）



特別徴収のメリットに関しては表面をご覧ください。

